

交通政策審議会港湾分科会 第1回環境・安全等部会

資料2

平成14年5月13日

目 次

- 1. 循環型社会の構築など環境問題への対応**
- 2. みなとまちづくりの推進**
- 3. 安全で安心な地域づくり**
- 4. 港湾政策を実施する上での横断的な重要事項**

港湾の機能・役割

物流空間

産業空間

生活空間

物流・産業部会で議論

防災・安全意識の高まり

地球環境問題

海に対する意識の変化

環境

循環型社会の実現
廃棄物処理対策
環境の回復（自然再生）

安全
大規模災害への対応（広域防災拠点）

暮らしの安全の確保

みなとまちづくり
活力や潤いの提供
パブリックアクセスの推進

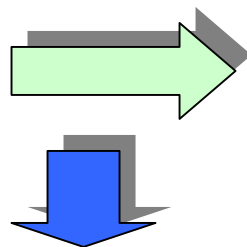
港湾に求められる機能

1. 循環型社会の構築など環境問題への対応

循環型社会の実現

大量生産・消費・廃棄型社会

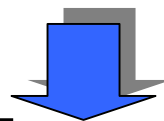
- ・公害等環境問題の発生
- ・相次ぐ不法投棄
- ・逼迫する最終処分場



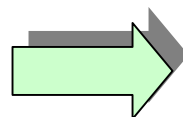
循環型社会の実現が必要

循環型社会を支える**静脈物流システムの構築**が不可欠

- ・静脈物流拠点（リサイクルポート）の形成と海運によるネットワーク化
- ・動脈物流と静脈物流の融合による物流の効率化
- ・リサイクル特区制度の創設による静脈産業育成の支援
- ・土壌汚染対策等の新たな要請に対応する静脈物流システムづくり
- ・アジア圏域を見据えた国際静脈物流システムの構築



- ①循環型社会に対応した
総合物流システムづくり
- ②静脈産業の育成支援による
産業構造の転換



**本格的な
リサイクル時代に対応**

特区のイメージ

○国際交流型経済特区

【趣旨】 国際物流・対内投資・観光の一体的促進地域の創設

【特別措置の内容】

- ① 通関システムの夜間割増手数料の廃止等
- ② 出入・港湾手続の簡素化等
- ③ 総合保税地域指定の緩和
- ④ 外国人向け専門サービス業（弁護士、会計士等）の外国人への開放
- ⑤ 外資系企業等のセットアップ支援サービスのワンストップ・24時間化
- ⑥ 観光ビザ発給要件の緩和、特定免税店制度
- ⑦ 通信料金優遇、インテリジェントビル整備・交通基盤等社会資本整備への財政・金融支援
- ⑧ 企業立地促進のための税制上・政府系金融機関の特別融資等の優遇措置

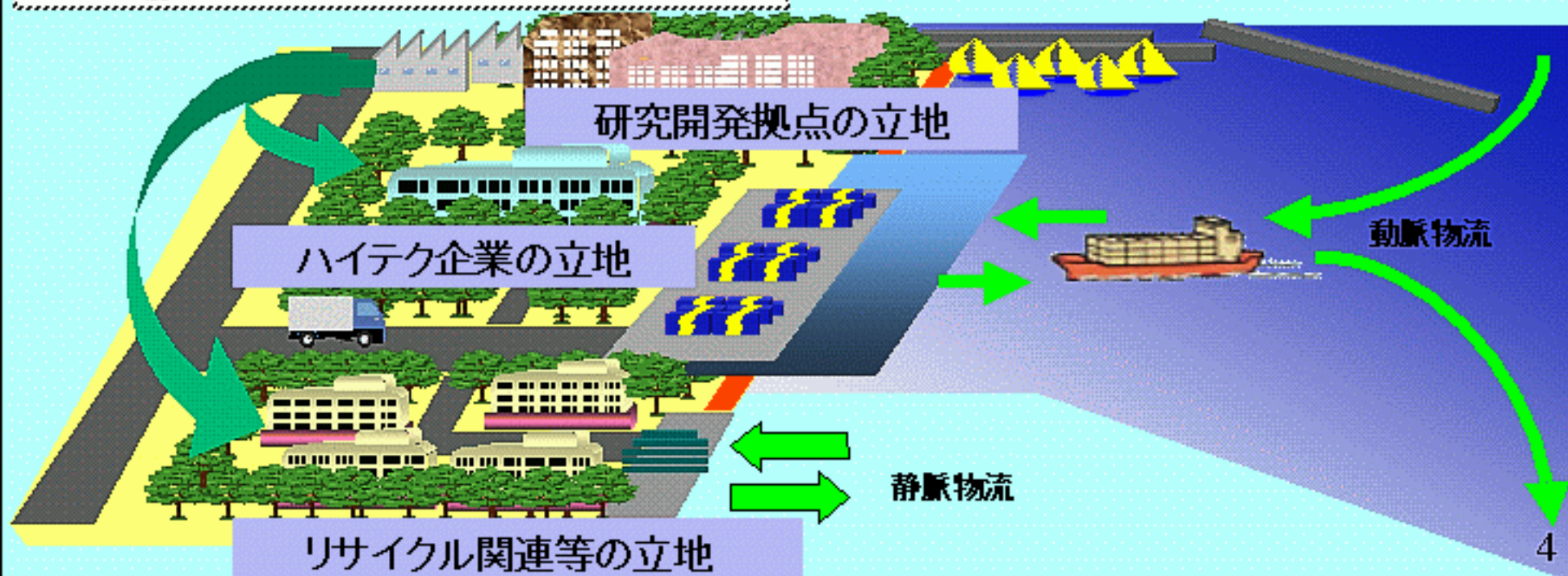
○港湾・リサイクル産業を中心とする産業再生特区

【趣旨】 港湾・リサイクル産業を中心とする産業再生

【特別措置の内容】

- ① 通関・検疫の24時間化・港湾・輸出入手続の1本化
- ② 特区に供給する電気事業の自由化などによる公共料金の低廉化
- ③ 土地用途変更をしやすいするための埋立地の権利移転期間制限の撤廃
- ④ リサイクル施設設置に係る手続の迅速化
- ⑤ 産業集積・投資促進・ベンチャー育成のための税制措置

出典：経済財政諮問会議（平成14年4月24日）
「構造改革特区について（有識者議員提出資料）」



国際静脈物流システムの構築

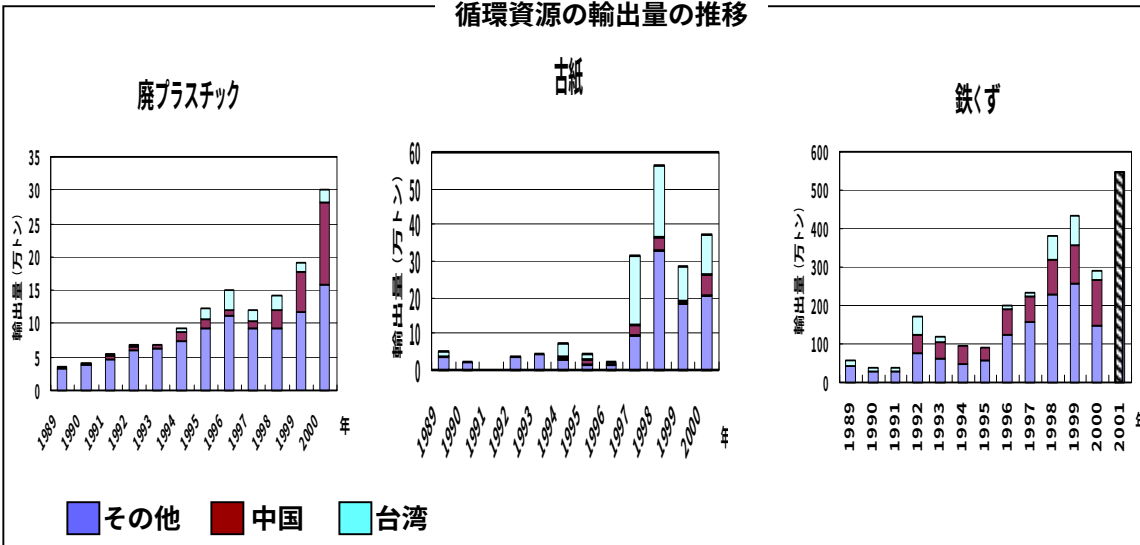
- 日本から使用済み製品や再生資源の輸出が急増
- アジア向け鉄くず等は、競争力のある国際商品



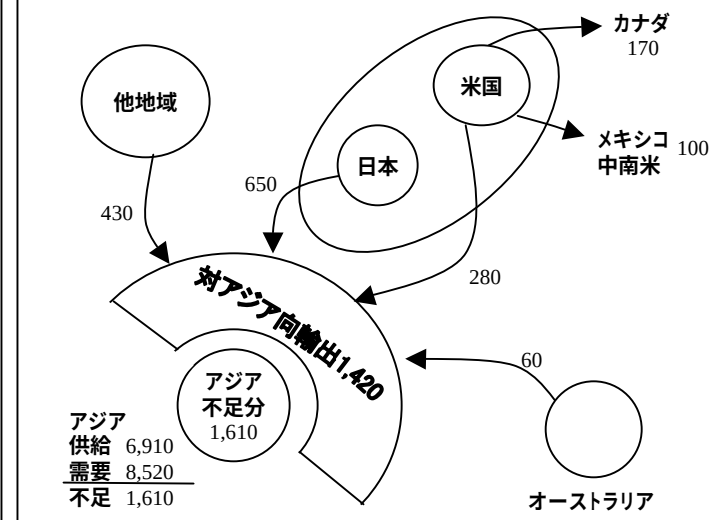
成長の期待されるアジアの循環資源マーケットに対応した、グローバルな視点での静脈物流システムの構築が必要

- 既存ストックの活用を基本とし、循環資源の輸出に対応した世界水準の国際静脈物流ターミナルの充実
- 国際静脈物流ターミナルの集約・拠点化による物流コストの低減

循環資源の輸出量の推移



2005年の環太平洋圏における鉄スクラップ需給バランス (単位; 万トン)

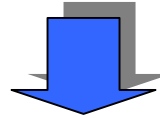


廃棄物処理対策の推進

**大都市圏を中心として
内陸の廃棄物最終処分場が逼迫**

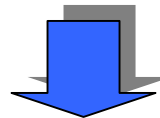
廃棄物最終処分場残余年数
(平成11年度現在)

全 国	3.7年
首都圏	1.2年
関西圏	2.1年

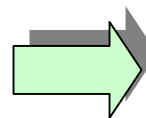


港湾空間を活用した適切な廃棄物処理対策の推進

- ・首都圏等におけるフェニックス計画の可能性の検討
- ・海面処分場の延命化対策
- ・海面処分場における産業廃棄物の積極的受け入れのための制度創設
(産業廃棄物の最終処分場への公的関与の増大)



計画的かつ着実に海面処分場
を確保するしくみづくり



逼迫する
廃棄物最終処分場問題の解消

沿岸域、特に都市で人々が憩える自然が喪失
新・生物多様性国家戦略が決定(H14.3.27)

失われた自然環境を再生・創造していくことが必要。

維持管理やモニタリング等、地域住民、NPO等と連携分担することが重要。

港湾・沿岸域における自然再生事業の推進

- ・干潟の再生等の自然再生事業における地域住民、NPO等との連携体制の確立
- ・臨海部における市民参画型の新たな森づくり
- ・港湾・沿岸域での環境学習、自然体験活動を支援する仕組み作り

◎これら施策の実施により自然と共生する社会が実現

◆干潟・藻場の保全・再生・創造

港湾整備事業から発生する土砂を活用し、生態系に配慮した干潟、藻場の保全・再生・創造を行う。



◆臨海部の大規模緑地(森)づくり



廃棄物海面処分場跡地等を活用した自然豊かな大規模な緑地の整備を行う。

◆砂浜の再生

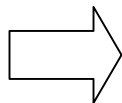
人々が憩う都市型砂浜を再生する。



港湾における自然エネルギーの導入

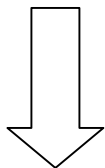
政府の新エネルギー政策

- 地球温暖化などの環境問題への対応
- 石油依存度低下に資する石油代替エネルギー



- **新エネルギーの導入目標** (2010年度)
原油換算で1,910万kl (うち風力発電134万kl (300万kW))
- **新エネルギー等による発電量の電力会社への義務付け (RPS制度) の法制化**

新エネルギー { 発電分野: 太陽光、風力、廃棄物、バイオマス
熱利用分野: 太陽熱、雪氷冷熱、廃棄物熱、バイオマス熱等
RPS制度: Renewables Portfolio Standard
(証書を用いた再生利用可能エネルギーの導入基準制度)



- ・ 風力発電は技術革新、大規模化による設置コストの低減、電力購入メニューの充実等により急速に進展
- ・ しかし、陸上に設置する場合、騒音、電波障害、景観上の問題等があり、今後、膨大な風力エネルギーが賦存する洋上への展開が必要 (欧州では90年代から積極的に洋上へ展開)

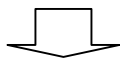
港湾における対応

- **自然エネルギーの生産の場の提供**
 - ① 大規模商業用風力発電事業等に対する港湾区域の開放
(風力発電施設の陸上から洋上へのシフト)
 - ② 臨海部への自然エネルギー関連施設の立地促進
- **自然エネルギーの利用促進**
 - ・ 港湾施設の電源として、港湾管理者が設置する風力発電施設への補助制度の拡充

風力発電施設の港湾への導入のイメージ

港湾区域の開放

- 大規模商業用風力発電施設の陸上から洋上へのシフト



港湾施設の電源としての 風力発電の導入

- 水質浄化施設 (エアレーション) への導入例

